

農業用軽油免税証の交付申請受付のお知らせ

平成29年分農業用軽油免税証の交付申請受付を次のとおり行いますので、手続きをお願いします。
平成28年に免税証の交付を受けた方は、手続きをする際に免税軽油の取引等にかかる報告書を提出してください。また、免税軽油を購入したことを証明する書類として、納品伝票、請求書等を添付してください。

■手続きに必要なもの

	使用者証	印鑑	報告書	耕作証明書 (300円)	機械のカタログ等 (型式・馬力確認)	交付手数料 (420円)
継続	○	○	○	—	○(変更の場合)	—
更新・紛失	○	○	○	○(紛失・交付数量変更の場合)	○(変更の場合)	○(420円)
新規	—	○	—	○(300円)	○	○(420円)

※昨年度から、交付数量に変更がない場合の更新につきましては、耕作証明書の添付が不要となりました。そのため、交付申請会場で耕作証明書の発行はありません。新規申請または耕作面積が増えた方、使用者証を紛失してしまった方は、事前に農業委員会が発行する耕作証明書の交付を受けご用意下さい。
※免税軽油使用者証の有効期間の開始日が「27.01.01から」以降の方は継続、それ以前の方は更新となります。

■農業用軽油免税証の交付申請日程

日程	受付時間	場所	対象地区
平成29年 1月11日(水)	午前9時30分 ～11時30分 午後1時～3時	那須町 文化センター 小ホール	芦野・伊王野
1月12日(木)			高久・田中・田代・高原・室野井
1月13日(金)			上記以外の地区・上記日程に来られなかった方

※上記日程以外は、大田原県税事務所での申請となります。
■問合せ 大田原県税事務所 ☎0287-23-4172
農林振興課農政係 ☎72-6911

降雪に備えて 除雪への協力をお願い



積雪期を迎え、除雪を円滑に進めるとともに安全な通行を確保するため、除雪へのご協力をよろしくお願いします。

▼除雪の実施体制

道路の積雪状況や気象状況から判断し、降雪10センチメートルを基準に除雪車が出動します。
町および事業者が所有する除雪車13台を使用し、町内事業者に委託して除雪を実施します。

積雪状況を的確に把握し、委託事業者だけでは対応が困難であると判断した場合には、災害時の相互協定を締結する自治体や事業者と協力要請を行い、除雪体制の強化を図ります。

▼除雪への協力をお願い

除雪車は町内の広範囲を限られた時間で除雪するため、道路脇に雪をかき分ける除雪を実施します。玄関前や敷地進入口に残留の雪の処理は、各家庭でお願いします。

また、路上駐車は除雪の妨げになりますので、絶対にやめましょう。
▼適正な樹木管理のお願い
私有地から道路に張り出した竹や木の枝に雪が積もると、重みで道路上におおいかぶさり、通行や除雪作業の支障となる場合があります。大変危険ですので、所有者は適正な維持管理をお願いします。

▼問合せ 建設課維持管理係
☎72-6914

除雪車が納車されました



11月22日、役場西側駐車場で除雪車の納車式を行いました。納車された除雪車は4トン・ローダータイプで、比較的狭い町道の除雪に対応できることから、積雪時の活躍が期待されます。